

黒石市教育委員会訓令第3号

黒石市教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月2日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黒石市教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱の一部を改正する訓令

黒石市教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱（平成21年黒石市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条」を「第26条」に改める。

附 則

この訓令は、発令の日から施行する。